



黒田法律事務所 黒田特許事務所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号
第2秋山ビル4階・5階 Tel:03-5425-3211 Fax:03-5425-3299

黒田法律事務所 台湾事務所
11012 台湾台北市信義區基隆路一段333號國際貿易大樓3樓0311
Tel:+886-2-2757-6585 Fax:+886-2-2757-6588

2009年11月

「職務著作」に関する台湾著作権法の規定

台湾著作権法の第11条及び第12条は、雇用、委任等の職務によりなされた著作の「著作者」、「著作者人格権」及び「著作財産権」の規定に関する条項である。第11条は主として、雇用者・被雇用者間の関係における、職務によりなされた著作に関する規定であり、第12条は委任関係において生み出された、又は職務によりなされた著作に関する規定であると考えられている。

職務によりなされた著作の「著作者」、「著作者人格権」及び「著作財産権」に関する第11条及び第12条について、以下に説明する。

1. 「著作者」及び「著作者人格権」について

台湾著作権法第11条によれば、被雇用者が職務においてなした著作については、原則として、当該被雇用者が著作者となるが、契約で定めることにより雇用者を著作者とすることができる。雇用者と被雇用者との間に特段の定めがなければ、被雇用者が職務においてなした著作の著作者人格権を有する。契約で雇用者を著作者と定めた場合、雇用者が著作者人格権を有する。

第12条によれば、受任者が委任契約に基づきなした著作については、当該受任者が著作者となるが、契約で定めることにより委任者を著作者とすることができる。委任者と受任者との間に特段の定めがなければ、受任者が職務においてなした著作の著作者人格権を有する。契約で委任者を著作者と定めた場合、委任者が著作者人格権を有する。

2. 「著作財産権」について

台湾著作権法第11条によれば、被雇用者が著作者である場合、当該職務においてなされた著作を雇用者が利用できることを保障するため、原則として、著作財産権は雇用者に帰属する。つまり、被雇用者は著作者であるにもかかわらず、著作財産権を享有しないこ

となる。但し、契約で定めることにより、著作者である被雇用者に著作権を享有させることもできる。

雇用者と被雇用者との間に特段の定めがない場合、雇用者が著作権を享有することになる。また、雇用者が著作者であると定めた場合も、著作権は当該雇用者に帰属し、被雇用者は著作権を享有しない。

台湾著作権法第12条によれば、受任者が著作者である場合であっても、著作権が必ず委任者に帰属するとは限らない。この場合の著作権については、契約の定めに従い、受任者又は委任者が享有することになる。このような規定の背景には、通常、委任により受任者が著作をなした場合、委任者と受任者の地位は比較的平等であり、被雇用者・雇用者間の従属関係とは異なるという考え方がある。

受任者が著作者であり、かつ委任者及び受任者の双方が著作権の帰属について約定していない場合、当該著作権は受任者に帰属する。しかし、委任者が当該著作を利用できることを保障するため、第12条では、著作権が受任者に帰属する場合、委任者は「当該著作を利用することができる」と規定している。

委任者が著作者であると約定する場合、著作権は委任者に帰属し、受任者は著作権を享有しない。

以上

*本記事は、台湾ビジネス法務実務に関する一般的な情報を提供するものであり、専門的な法的助言を提供するものではありません。また、実際の法律の適用およびその影響については、特定の事実関係によって大きく異なる可能性があります。台湾ビジネス法務実務に関する具体的な法律問題についての法的助言をご希望される方は、弊事務所にご相談ください。